行政財産使用料徴収の不備

<table>
<tr><th>対象受検機関</th><th>検出事項</th><th>是正を求める事項</th></tr>
<tr><td>鳳土木事務所</td><td>行政財産使用料について、土地の現在価額が令和６年４月１日に改定されているが、改定前の価額で算定していた。

<table>
<tr><th>種別</th><th>許可
数量</th><th>目的</th><th>使用料</th><th>許可期間</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>土地</td><td>17.81㎡</td><td>現場
事務所</td><td>19,800円</td><td>令和６年３月１日から
同年９月27日まで</td><td>堺市北区南花田町467-2</td></tr>
<tr><td>土地</td><td>1.35㎡</td><td>現場
事務所</td><td>1,400円</td><td>令和６年３月１日から
同年９月27日まで</td><td>堺市北区南花田町681-1</td></tr>
<tr><td>土地</td><td>1.24㎡</td><td>現場
事務所</td><td>900円</td><td>令和６年６月１日から
同年９月30日まで</td><td>堺市北区南花田町491-2</td></tr>
</table></td><td>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

【大阪府公有財産規則】
（現在価額）
第17条　部局長等は、前条の価格のほか、知事が別に定める基準により、当該公有財産の適正な評価による価額（以下「現在価額」という。）を定めなければならない。
２　財務部長は、公有財産台帳に登載された財産のうち土地及び建物について、毎年３月31日の現況において、知事が別に定める基準により適正な評価を行い、その評価額により現在価額を改定しなければならない。</td></tr>
<tr><th colspan="3">措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">使用料については、改定後の現在価額で再計算し、差額を使用者に返金した。
本件検出事項の原因は、現在価額の改定について、担当者及び決裁関与者が十分に理解していなかったことにある。
再発防止に向けて、担当者及び決裁関与者に「大阪府公有財産規則」のほか、使用料算定に関する規則の周知徹底を行うとともに、行政財産使用料算出の際は複数の職員で確認を行うことによりチェック体制を強化した。
今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行う。</td></tr>
</table>

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年10月８日）